

底延縄漁業省力機械先進地視察

金城 宏

1. 目的

近年本県における一本釣、底延縄漁業は、1トン未満から3トン前後の和船型への傾向にあるが、依然として1隻1人乗り漁法で漁場範囲も従来と変わらない、5～10トン未満漁船は若干ふえてはいるものの乗組員不足と老化のため将来が案じられるので画期的な省力化、魅力ある職業とする方法等について対策の検討が急務である。

そこで先進地の省力機械及び漁具等を視察し、今後の対策樹立資する。併せてグループ活動を一層促進するため、水産業に関する見聞をひろめ、今後の活動に資することを目的とする。

2. 観察日時

昭和49年8月19～24日

兵庫県津居山港漁協

3. 参加者

糸満漁協喜屋武漁業研究会

富里武雄、稻福保、宮城誠徳、伊集盛勇、金城幸栄

県水産課 金城 宏

4. 観察概要

兵庫県但馬の海岸線は京都府と鳥取県にはさまれ、地型的にも屈曲に富み、山容海に迫って海岸平野に乏しいが天然の漁港に恵まれている。

地先漁場は海岸から急傾面をなし、距離8海里で水深200mに達し、海岸漁場面積は狭いが、沖合には対馬暖流が流れ、山陰、若狭冷水域の周辺にはスルメイカ、アジ、サバ、イワシ等の好漁場が形成され、但馬の漁業生産高は、昭和48年に46,642トン、89億円でその主幹漁業は中型イカ釣漁業、沖合底びき網漁業となっている。

但馬地域には、7ヶ所の単協があり津居山港漁協は京都府に近く、組合数629名(正組合383)、漁船数242隻で1～3トン漁船数が全体の40%を示している。48年度漁業生産高は6,434トン、1.4億円となり、7単協で4位の水揚高がなされている。若者は大型イカ釣で日本海へと乗組み、老人は沿海での操業であり、7ヶ所の単協にくらべて沿岸での一本釣、底延縄漁業が多いのが特徴である。

5. 省力機

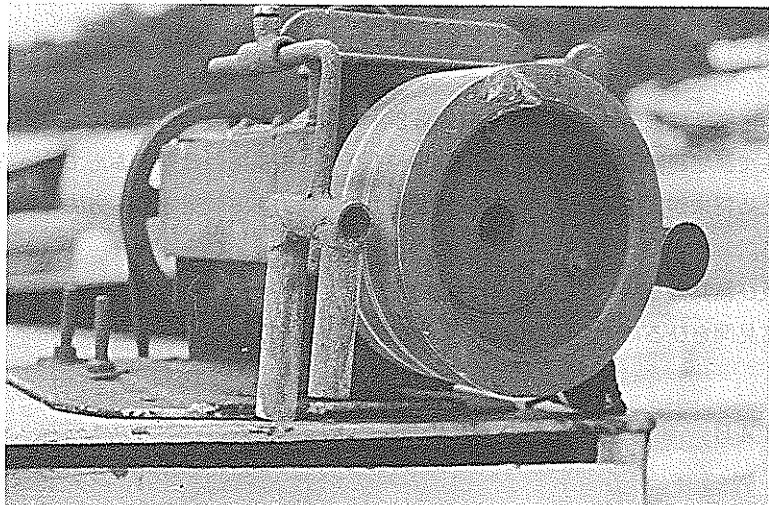
津居山港漁協の釣漁業は、2トン前後の漁船を使用し、水深80～100mを主漁場に46隻操業している。

延縄及び一本釣を主体とした漁業者は高年者が多い、このため縄揚げ労働軽減のため、昭和46年に先進地視察を行ない、車のミッションを利用した簡易式縄揚機を導入し現地にあった改良を行ない、一本釣、底延縄漁具縄揚機として、但馬地域の小型漁船に普及している。

本県でも從来から車のミッションを利用して、一本釣漁業に利用しているが、底延縄漁業には利用さ

れず、繩揚げは依然として手縄操作を繰り返しているのが実状である。

津居山港漁協の繩揚機



本県で使用している繩揚機



(1) 簡易式繩揚機の利点

(ア) 本県で使用している底延繩漁具(長さ700m)を海上で繩揚げした結果、25分で繩揚げができる労働が軽減されることがわかった。

(イ) 水深100以浅では危険のおそれがあるが、深くなればなるほど重量で回転速度がよわり注意さえすれば危険は防げる。

(ウ) 価格は5万前後で安価であり、機械は30kgで車の廃品(ミッション)を利用して出来るので地元の鉄工所でもつくれる。

(エ) 1トン前後の小型船でも装備出来る利点がある。

(2) 応用

(ア) 水深100~200mでも危険があれば枝繩の間隔(3.0m)を伸ばし余裕をもたす。

(イ) 又、減速機を設置して回転を落す。

(ウ) ストップ回転にすると、ブレーキがないため繩が逆どりするので、ブレーキを取付ると使用

可能である。

6. ソディカ樽流し漁法

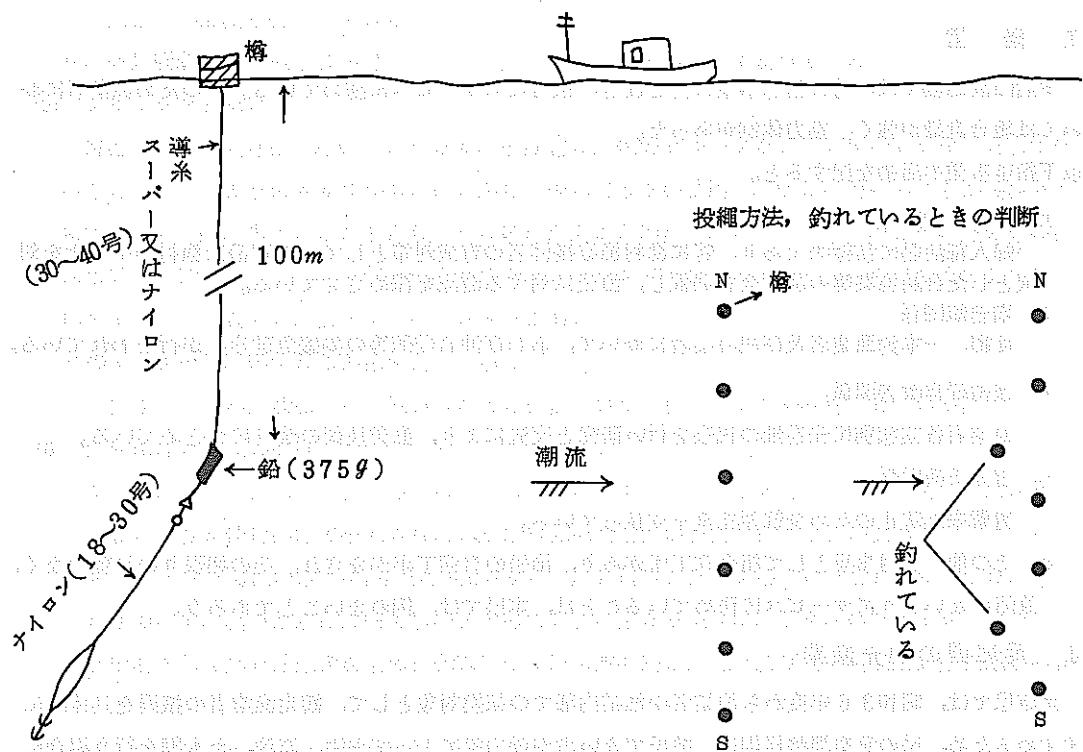
近年日本海側では、ソディカ釣漁具が考案され研究グループ等の視察交流によって導入され、好漁獲をあげている。

ソディカ漁期は9月～11月で、午前3時頃出港し明け方漁場へ着き、漁法は樽流しの昼釣りである。ソディカは外套長70cmにおよぶ巨大なイカで肉身は軟らかく刺身として美味であることから平均単価700円前後で取り引きされている。

本県では、セエイカあるいはナキイカと呼ばれ夏場にトビイカ釣及び曳釣でまれに釣獲される。又、上層でみえるときもあるとのことで、津居山漁業者間では、船上でみえるのであれば、これまでの経験を通じてその下にそういうのがいるのではないかとのことであった。

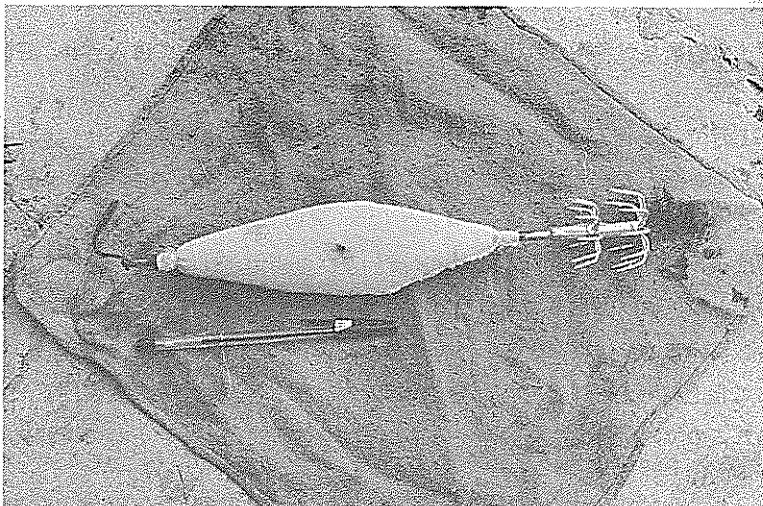
又、ソディカは黒潮にて北上が考えられるとのことであった。このことから本県の資源はまだ未開発がござれていると思われるので、新規漁法を開発するには、本県の研究グループとして新漁法導入を計る心の準備が必要ではないか。

ソディカ樽流し漁法



1. 2～3トン漁船に樽（漁具）数は平均20樽
2. 水深は200m以深でも可能である。

ギジ釣



7. 経 営

津居山港漁協では、特に指導事業に力を注ぎ、組合員のサービスに務めている。このため漁業者においては組合意識が強く、協力体制があった。

以下指導事業の活動を記すると。

ア. 教育情報関係

婦人部活動に積極的であり、特に漁村漁業後継者の育成対策として、近辺沿岸漁村の中学生を対象とした漁船漁業等の講習会を開催し、漁業に対する認識を深めさせている。

イ. 増養殖関係

延繩、一本釣漁業者及び浅海業者において、あわび沖合養殖等の築礁魚礁事業が行なわれている。

ウ. 技術経営改善関係

漁業者各業態別に先進地の視察を行い研究と交流により、漁業技術の改善につとめている。

エ. 遭難救済関係

遭難未然防止のため曳航謝礼金を支払っている。

オ. その他、利用事業として組合鉄工所があり、漁船の整備工事がなされ、その場限りの修理でなく、故障のないようにサービスに務めていることは、本県では、例のないことであろう。

8. 兵庫県の観光漁業

兵庫県では、昭和36年度から漁業者の漁業内部での転換対象として、観光漁業者の振興を具体的にすめるため、県の漁業調整規則に「漁民でない者が動力船によって手釣、竿釣、たも網を行う場合には、漁船によらなければならない。」旨の規定を設けている。

この規定を設けた理由として。

- (1) 遊漁者と漁業者とのまきつを起さないため。
- (2) 兵庫県の漁業就業者（男）の年令組成は、50才以上の老令者は全就業者の38%を占め、内海

側は40%とその比率が高い。これらの老令者は。

- ア・他産業への転換は殆んど不可能である。
- イ・労働能力が年々減退する。
- ウ・漁業は通常2人以上をもって1経営体を構成している。ところが漁業後継者が得られないときはその経営体は消滅せざるを得ず、労働余力をもちながら廃業するか、または経営規模を、縮少するなどして漁業によって生計を維持せざるを得ない。

(3) 閉漁期または不漁期対策

盛漁期には漁家の所得はかなり高いが、閉漁期又は不漁期の谷間が、漁家所得を低下せしめ不安定であるため、この谷間を埋めるには、漁業外部からの収入によらざるを得ないため、観光漁業によってこの谷間を埋めざるを得ない。

(4) 漁村における問題点との結びつき

県の調整規則を設ける以前は漁業者との紛争が各地域であったが、これの設置後は。

- ア・遊漁者と漁業者との紛争が起らなく、また漁船使用ということで漁業権、漁業調整の面から円滑に進んでいる。

イ・関係組合において、遊漁の対象魚族の保護を図るために、遊漁者との帰港時間を申合せを行い、また稚魚の放流を行なっている。

ウ・海に経験の深い漁業者が付添うので、海難防止の見地からみて安全である。

(5) フィッシングセンター

遊漁が一部の愛好家の趣味でなくなり、家族連れ、職場グループなど、国民のレジャーとしてひろく親しまれるようになりつつあることから、少しでも安い費用で、簡易に行けることが遊漁者の希望であり、関心事であることから、これにこたえるために兵庫県では、県 $\frac{1}{3}$ 、市 $\frac{1}{3}$ 、地元 $\frac{1}{3}$ の補助事業で、昭和36年～37年度に5ヶ所のフィッシングセンターを設置し、更に単協独力で2ヶ所のセンターを設置し、計7ヶ所のセンターがある。

このセンターは、いずれも漁協直営であつて、

- ア・釣船あつせん、相談、1. 低料金による宿泊、食事、休憩を中心とする内容としている。

(6) 兵庫県観光漁業の振興

全国的にとみに盛んになりつつある国民の健全なレクリエーションとしての遊漁という面から、昭和38年度に任意団体で構成された兵庫県観光漁業協会が設立され、協会の会員は、県、フィッシングセンター関係の市、漁協、交通機関などで、会員の会費によって運営され、年間予算は約180万円で、兵庫県水産課内で事務をとつており、主なる業務は、7ヶ所のフィッシングセンターを中心とした兵庫県観光漁業の宣伝広告や兵庫県遊漁対策調査会及び同漁場利用調整協議会の指示により実施している。

(7) フィッシングセンターの経営形態

経営を行う以上、センターの收支バランスがとれるようにしなければならぬので、兵庫県の場合、いずれも漁協直営であるが、純漁村地帯と観光地帯とは異なる経営形態をとっている。

ア・純漁村地帯

純漁村地帯へ来る釣客は、釣マニアが多く、又釣の時期が限られるために、簡易宿泊程度にと

どめている、センター経費をできるだけ低くおさえるため専属の職員は1～2名で、忙しいときは漁協職員、漁協婦人部が応援するなど人件費の負担を最少限度においている。またこれらセンターは何れも漁協事務所にもなっているので、建物の償却、借入金の返還、利息についても、独立したフィッシングセンターより負担が低い。

イ. 観光地帯

観光地帯、都市地帯に4ヶ所のセンターがあり、職場グループ、家族連れなど、釣に行楽を加えた釣客が多いため、宿泊、食堂が整備されこのためにセンター形態が、旅館業、飲食業に近い形となっている。このような形態は、漁協事業として行うべきでないとのことであったが、観光都市地帯では釣客の希望、階層からみて、やむを得ないのが現状のようである。

これらのセンターは、いずれも漁協事務所と独立しているために、独立採算制度をとっているが、漁協事務所と併設しているフィッシングセンターに比べ、きびしい経営が要求されるとのことであつた。

9. むすび

今回の先進地視察は底延繩用縄揚機の導入目的と水産業に関する見聞を広めるため、本県と姉妹県である兵庫県日本海側の津居山港漁協を選定し、漁港として恵まれた地勢のなかに構造改善事業あるいは組合独自による事業で諸施設がととのい組合員サービスに務め、本県とは比べようがなかった。

大型イカ釣が閉漁期でひっそりした漁村であったが、小型漁船による水揚で1日2回のセリがあり活気があった。

瀬付漁業を主体とした小型漁船の規模は本県と変らなかつたが、ただ簡易式縄揚機が設置され省力化に結びついていた。

特に参加グループの糸満漁協喜屋武研修員には、各自が肌にふれ研修意欲がプラスされ、縄揚機の購入及びソティカ漁具購入がなされ省力化及び新漁具等の今後の適応化が期待される。

特に感じたことを列挙すると。

1. 漁協と組合員との結びつきが強く組合意識が強かつた。
2. 各県では遊漁ブームにより漁業者との漁場における紛争があり、漁業者との調整が問題となつてゐるが、兵庫県では遊漁対策協議会及び漁場利用協議会の指示によってかかる紛争を未然に防止し、増大するレジャー人口に対して将来の遊漁のあり方について具体策を検討し、水産の一つの施策として観光漁業の円滑なる振興につとめている。
3. 本県の漁業調整規則第39条に「非漁民等の漁具漁法の制限」の規定はあるが、取締りが弱くのばなし状態である。漁業者においては強い不満の声がありながら、関係機関に訴えても、とりあげてくれないという諦めがある。このことから調査を行ない、かかる問題を検討する必要があるのではないか。
4. 本県の漁村老令者対策として兵庫県規定をとり入れ、漁協中心とした、一種のサービス業である観光漁業を施策として老令者が自個の体力にあった労働で健康を維持させるために「漁業者が遊漁者を自己の漁船に乗せ、漁撈収入のかわりに遊漁者よりの釣船料金を収入としたり、漁業者の管理による釣場で入漁料を徴収して釣をさせたりする」漁業と観光を結びつけるためにもこれらを検討し実施の方向に進めるべきではないかと強く感じた。

5. 48年度兵庫県栽培漁業として県立種苗センター（事業費7,000,000），稚魚育成漁場の造成（3,941,5,000）が県単事業として実施され，クルマエビ，ガサミを放流し，投石，鋼管バイル打込み，各種魚礁の設置を行なっていることは，羨望の限りである。（参考のため資源培養型漁業の展開図を別紙に）

漁業者からの意見

繩揚機について，工夫すれば本県でも使用可能であり購入したので，帰省後直ちに試験したい。
県水試において，底延繩漁業機械の省力化と新漁具の考案及び導入をはかり，これの成果を漁業者に普及させてもらいたい。

資源培養型漁業の展開図

